

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（案）

1. 改正法について

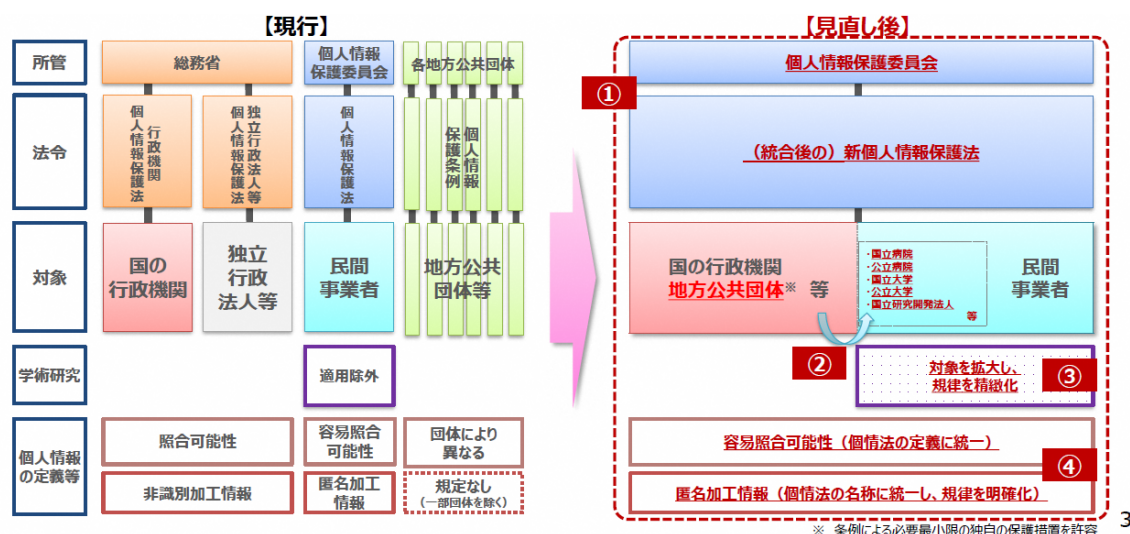
①改正法の施行

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年5月19日に公布され、①個人情報の保護に関する法律、②行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び③独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

これを受け、地方公共団体の機関における個人情報の取扱いについて基本的には、令和5年4月1日から施行される改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）に基づく全国的な共通ルールにより規律されることとなります。

②改正法の施行に伴う条例の制定

改正法の規定は、地方公共団体の機関に直接適用されるため、条例で改正法の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要はありません。ただし、改正法の施行に伴い、条例で定める必要がある事項及び必要に応じて条例で定めることができる事項がありますので、新たに宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するとともに、現行の宇治市個人情報保護条例を廃止します。当該条例の廃止に伴い、当該条例を根拠とする宇治市個人情報保護審議会は廃止されますので、新たに条例を制定し、審議会を設置します。



※令和4年1月26日個人情報保護委員会事務局作成資料

2. 宇治市個人情報保護条例と改正法の比較

①非生存者の個人情報に係る開示等請求の取扱い

(1) 改正法

改正法では個人情報を生存する個人に関する情報に限っており、個人情報の定義の統一は、改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫性の根幹をなすものであるため、これに反して非生存者に関する情報を、条例により個人情報とすることはできません。ただし、非生存者の個人情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報にも含まれるという場合には、当該生存する個人の個人情報として、法の保護の対象となるとされています。非生存者の個人情報に対する開示請求権について、非生存者に関する情報が遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となります。

(2) 現行条例

現行条例では、非生存者の開示請求権は認めていませんが、非生存者の個人情報が遺族等の個人情報と認められる場合には、当該遺族本人の個人情報として開示請求を行うことができます。

(3) 方向性

非生存者の個人情報に係る開示等請求の取扱いについては、改正法の規定に基づき取り扱います。

②条例要配慮個人情報

(1) 改正法

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報です。条例要配慮個人情報について定めた場合、個人情報ファイル簿に当該情報が含まれている旨を記載しなければなりません。加えて、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければなりません。また、個人情報保護委員会への報告を要する事態が生じた場合には、原則として本人に対し通知しなければなりません。

(2) 現行条例

条例要配慮個人情報は改正法で新たに規定されたものであるため、現行条例には、これに該当する規定はありません。

(3) 方向性

宇治市では、「職員のための個人情報保護マニュアル」を策定し、当該マニュアルにおいて、個人情報の漏えいが発生した場合は、本人に連絡することと定めています。さらには、要配慮個人情報に限らない個人情報一般の取扱いについて、法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って、取得することができることとし、また、不適切な取得を禁止する等しており、要配慮個人情報についても、これらの規定を適切に運用することで、必要な保護が図られると考えているので、条例要配慮個人情報は規定しません。

③ 安全管理措置

(1) 改正法

改正法第66条第1項の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

(2) 現行条例

現行条例第10条の規定を踏まえ、個人情報等の重要な情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護することを目的とした「職員のための個人情報保護マニュアル」を策定し、個人情報の適切な取扱いについて職員に対して周知しています。また、コンピュータのセキュリティ対策やシステム改善に係る情報セキュリティ管理体制等については、デジタル政策課が「宇治市情報セキュリティポリシー」を策定し、職員に周知しています。

(3) 方向性

個人情報保護委員会事務局が定めた「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を参考に、「職員のための個人情報保護マニュアル」を必要に応じて適宜修正し、当該マニュアルを活用して、個人情報等の重要な情報の適切な取扱方法について職員に対して周知し、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じていきます。

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

(1) 改正法

改正法の規定により、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

個人情報ファイル簿とは

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、その利用目的等を記載した帳簿で、1,000人以上の個人情報が掲載されたもの。

例：国民健康保険業務で使用する氏名、住所、被保険者番号等が掲載されたもの

(2) 現行条例

規定なし

(3) 方向性

改正法に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表します。

⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(1) 改正法

特定個人情報の開示を請求する場合に限らず、本人の委任による代理人が請求できます。また、適正な本人確認の下、郵送による開示請求にも対応しなければなりません。

(2) 現行条例

特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の開示を請求する場合のみ、本人の委任による代理人が請求できます。

(3) 方向性

代理人の代理権等の確認の取扱い及び郵送による開示請求の取扱いについて、個人情報保護委員会が示す基準等に従い、適切に対応します。

⑥個人情報の目的外収集等における宇治市個人情報保護審議会への諮問

(1) 改正法

個人情報を目的外に収集し、及び提供し、並びに電子計算機を結合する場合に、宇治市個人情報保護審議会への報告や意見聴取を要件化することは許容されません。

(2) 現行条例

法令等に基づく等一定の場合以外に、個人情報を目的外に収集し、及び提供し、並びに電子計算機を結合する場合は、宇治市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならないと定めています。

(3) 方向性

個別の案件に係る個人情報の取扱いについて、改正法に基づく全国的な共通ルールを遵守し、また、個人情報保護委員会のガイドラインを参考にし、必要に応じて個人情報保護委員会に助言を求め、適切に取り扱います。

3. 条例で定める必要がある事項

①開示等請求における手数料

改正法では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと定められています。また、国のガイドラインでは、法の規定に基づく手数料を無料とした上で、別途実費による徴収を行うことは可能と定められています。

現在宇治市では個人情報の開示請求について、その手数料を無料とし、公文書の写しの作成に要する費用に係る実費相当を徴収しています。

また、公文書の公開の請求に係る手数料についても、個人情報の開示請求同様に取り扱っています。

利用者の負担が増えないようこれまで同様に、その手数料を無料とし、公文書の写しの作成に要する費用に係る実費相当を徴収します。

現行の宇治市の開示等請求における費用（情報公開請求における費用も同額）

①複写機による複写（単色刷りに限る。）	1枚につき10円
②複写機による複写（多色刷りに限る。）	1枚につき50円
③①及び②の方法以外の方法の場合	現に要する額 ※例 CD-Rの場合は67円

②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、匿名加工情報を事業者に提供する仕組みが導入され、地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報の提案の募集をしなければなりません。

しかし、既に制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において匿名加工に関する十分な知見を持った人材がいないことなどから、匿名加工情報の提供制度の適正な運用の確保に対して懸念があるとの指摘があり、改正法では、当該募集は、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、任意とされています。

これらを踏まえ、宇治市では当分の間は実施しないこととし、地方公共団体の事例が蓄積され、匿名加工情報の提供制度の適正な運用が確保できたときに実施することとしたいと考えています。

行政機関等匿名加工情報とは

個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物で、①電子計算機を用いて検索することができるもの又は②個人情報を容易に検索することができるもの）を構成する保有個人情報の全部又は一部を加工した匿名加工情報

例：国民健康保険業務で使用するシステムから抽出したデータから、氏名、住所等を削除したもの

4. 必要に応じて条例で定めることができる事項

①開示決定等の期限

現行条例では、開示請求から開示決定までの期間は、15日以内とし、60日を限度として延長できると定めています。

改正法では、開示請求から開示決定までの期間は、30日以内とし、30日以内に限り延長できると定めています。また、条例で定めるところにより、この期間を短縮することができます。

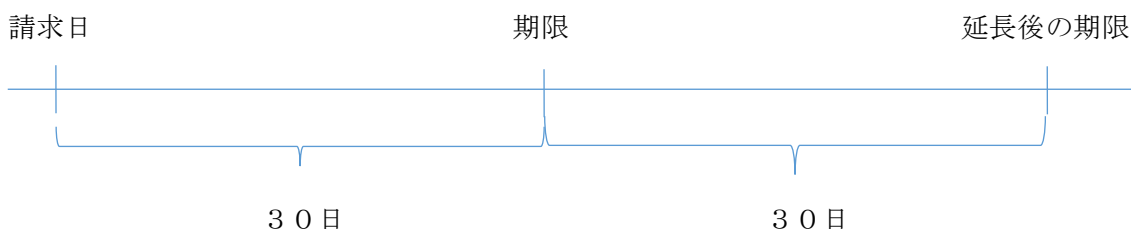
新条例（案）では、年末年始等は15日以内に開示決定ができなかったことから、開示請求から開示決定までの期間は、改正法とおおり30日以内とし、30日以内に限り延長できることとします。ただし、開示請求があった場合は、これまでと同様に速やかに開示決定ができるよう努めます。

	開示決定の期限	期限の延長
現行の市の条例	15日以内	60日を限度として延長
改正法	30日以内	30日以内に限り延長（合計60日）

現行の市の条例



改正法



②宇治市個人情報保護審議会

改正法では、開示決定等について審査請求があったときは、機関に諮問しなければならないと定められており、その機関として、新たに宇治市情報公開・個人情報保護審議会を設置します。

なお、より整合性のある審議機能の強化及び効率的な運営のため、宇治市情報公開審査会についても、宇治市情報公開・個人情報保護審議会に統合することとします。

また、引き続き令和5年度以降も、毎年1回程度、開示、訂正等の請求及び処理件数等の

保護制度の運用状況を広報紙等により公表し、当該審議会に報告します。

5. その他

今後の流れ

令和4年	9月30日	宇治市個人情報保護審議会に報告
	10月5日	総務常任委員会に報告
	12月	12月定例会に議案提出
令和5年	4月1日	条例施行予定